

第 111 号 議 案

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 11 月 26 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 1 条 長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後		改正前	
（健康管理） 第34条 略 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。		（健康管理） 第34条 略 2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	
略		略	
乳児又は幼児に対する健康診査		通所する障害児に対する通所開始時	

	<u>の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	
3 略		3 略

(長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第69号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
(健康管理) 第29条 略 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>乳児又は幼児に対する健康診査</td><td><u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u></td></tr></table> 3 略 (虐待等の禁止) 第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	略		乳児又は幼児に対する健康診査	<u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>	(健康管理) 第29条 略 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 3 略 (虐待等の禁止) 第43条 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	略	
略							
乳児又は幼児に対する健康診査	<u>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>						
略							

2略

(長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前						
(虐待等の禁止) 第10条児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所者等の健康診断) 第14条略 2児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 3略 (職員配置)	略		乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	(虐待等の禁止) 第10条児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (入所者等の健康診断) 第14条略 2児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 <table><tr><td>略</td><td></td></tr></table> 3略 (職員配置)	略	
略							
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断						
略							

第27条 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略	第27条 乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）10人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 2～7 略
---	---

（長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 長崎県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年長崎県条例第63号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
<u>（虐待等の禁止）</u>					
<u>第4条の2 職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u>					
（児童福祉施設基準条例の準用）			（児童福祉施設基準条例の準用）		
第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条、 <u>第11条</u> 、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第24条 児童福祉施設基準条例第4条第3項、第4項、第5条第1項、第2項及び第4項、第7条、第9条 <u>から第11条まで</u> 、第12条（第3項を除く。）、第13条（第4項ただし書を除く。）、第19条、第20条第1項、第22条、第50条第7号、第51条（後段を除く。）並びに第55条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略			略		

略	第10条	入所中の児童	園児
		当該児童	当該園児
	略		
2 略	2 略		

（長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 5 条 長崎県一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年長崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第11条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等のこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令等の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。